

J T U

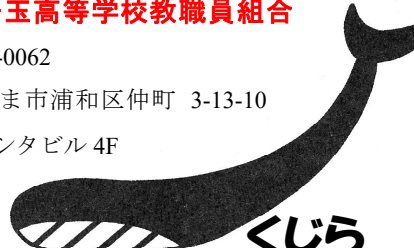
埼玉 高教組

ニュース

No. 700

発行 埼玉高等学校教職員組合

〒330-0062
さいたま市浦和区仲町 3-13-10
ヤギシタビル 4F



教育復興に向けて支援の輪を広げよう！

TEL 048-823-4071

FAX 048-823-4072

Eメール saikojtu@maple.ocn.ne.jp

2026年度当初人事異動 特別号

異動方針に大きな変更はナシ！だが、

県教委は一方向的に「勸奨退職」を廃止すると表明！

◆寝耳に水の「勸奨退職」の廃止

2026年度人事異動は、ほぼ例年通りですが、一方で県・県教委は勸奨退職を「廃止」とすると、8月20日（水）に行われた人事に関する校長会で校長たちに流しました。その中身は3点で、「来年度の勸奨はしない」「制度はなくさない」「ただし、余地を残す」というものです。

例年、勸奨退職は全退職者の8%140人。勸奨は別の言い方でいえば「肩たたき」で、給与の高い人に早めに辞めてもらうことで総人件費を圧縮し、若い人を雇うのが目的の制度です。

ところが現在、人不足のなかで勸奨を行う状況ではない、ということ。この理屈は正しく、私たちも理解はするものの、4月来、勸奨退職制度の存在を周知してきたのを、年度途中で廃止するのは認められない、と反対の立場で協議してきました。

なお勸奨の平均は52歳、退職手当上乗せ分は、460万円。総計5億4000万程度になります。

「余地」を残したのは、私たちが協議で全面反対した成果とも思われますが、勸奨退職を検討される方は、私たちが県教委と全力で交渉し「余地」に当てはめたいと思いますので、必ずご相談ください。

◆「定年延長」を見据えた自分なりの「勤務計画」を立ててみよう・・・

「定年延長」を生年月日（和暦）ごとに整理したものが下の表です。定年延長が始まって6年が経過し、1年おきに定年が延長されており、今年度末の定年は0です。制度の完成は2032（令和14）年度で、昭和42（1967）年度以降の生まれ（今年度末満58歳）の人が「65歳定年」となります。

つまり、これからは自分の定年までの勤務年数に応じた異動が組まれる可能性があります。満55歳でも残り10年、満58歳でも残りは7年あり、その間に異動が組まれてもおかしくありません。自分の定年までの年数を考慮した上で、自分なりの「勤務計画」を立てておく必要があります。

なお、今年度末60歳、61歳の方は、調書に「異動希望ナシ」と書いた場合に限り、もしも異動が組まれた場合には、事前に校長から「打診」がありますので、ご注意あれ！

定年の 段階的引上げ	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14
	62歳定年		63歳定年		64歳定年		65歳定年	
S35.4.2～S36.4.1 (R7年度末65歳)	暫定再任用 65歳							
S36.4.2～S37.4.1 (R7年度末64歳)	暫定再任用 64歳	暫定再任用 65歳						
S37.4.2～S38.4.1 (R7年度末63歳)	暫定再任用 63歳	暫定再任用 64歳	暫定再任用 65歳					
S38.4.2～S39.4.1 (R7年度末62歳)	暫定再任用 62歳	暫定再任用 63歳	暫定再任用 64歳	暫定再任用 65歳				
S39.4.2～S40.4.1 (R7年度末61歳)	61歳	定年 62歳	暫定再任用 63歳	暫定再任用 64歳	暫定再任用 65歳			
S40.4.2～S41.4.1 (R7年度末60歳)	60歳	61歳	62歳	定年 63歳	暫定再任用 64歳	暫定再任用 65歳		
S41.4.2～S42.4.1 (R7年度末59歳)	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	定年 64歳	暫定再任用 65歳	
S42.4.2～S43.4.1 (R7年度末58歳)	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	定年 65歳

◆県教委の異動方針は

異動に関する県教委の方針は以下の通りです。

- 経験人事：多様な経験を積み、視野を広め、資質の向上を図るとして、原則として1校目5年以内、2校目7年以内。
- 計画人事：各学校の特色に応じて、教員組織を充実させ、教育効果を高めるとともに、教員組織の不均衡を是正し、全県的な教育水準の向上を図るとして、3校目以降、その能力・適性を考慮し、原則として10年以内。
- 過員解消人事及び校内結婚などの特別な事情がある場合を除き、同一校在職3年未満の方は異動対象とはせず、「経験人事」「計画人事」対象者の異動を推進する。
- 定年退職者を除き、年度末同校在職3年目以降は、全て経験・計画いずれかの対象者となる。
- 重点人事：1校目:6年以上、2校目:8年以上、3校目:11年以上の者については、できるだけ早期の異動実現に努める。

まずは、自分がどの位置に居るのか考えてください。「定年退職者を除き、年度末同校在職3年目以降は、全て経験・計画いずれかの対象者となる」とすれば、異動したばかり、採用されたばかりの人以外は、ほとんどの人が異動対象者です。特に、1校目:6年以上、2校目:8年以上、3校目:11年以上の方、それに近い方は「異動が組まれてもおかしくない」と考えなければダメです。

◆異動を組むのはあくまでも県教委！ 調書作成・ヒアリングは丁寧に！

入力して登録した調書は校長と県教委に届きます。県教委の担当者は皆さんの調書と校長が作成した具申を資料として異動を組みます。具申の中身は校長が描く「人事構想」※1と皆さんのヒアリングの内容。(※1：校長自身が描く人事構想とは、皆さんの「異動したい」「異動したくない」に対して、「異動させてあげたい」「異動させたくない」を表明すること。)

さて、このような資料を基に異動は組まれますが、組む主体は県教委です。皆さんの希望や校長の構想はパズルを組み立てる上でのピースとするか否かの参考資料。参考資料とはいえ、校長の構想(意向)は重要です。例えば、「異動したくない」という希望がある場合は、ヒアリングの際に校長に確認をしましょう。校長の意向がすべてではありませんが、特に異動したくない場合、校長がそれを支持しているのか否かはとても重要です。

最後にヒアリングについて。不本意な異動を組まれる多くのケースでは、ヒアリングの際の曖昧な答えがその引き金となっています。校長には校長の考えがあって、その策略の中にもし入っているとしたら、落とし穴に落ちないように、ヒアリングは慎重に、丁寧に自分の希望を伝え、調書に書いていないことには触れず、余計なことは云わない、希望しないのであればキッパリ断ることを忘れないでいただきたい。

◆異動の基本は「希望と納得」。高教組はあなたの力になります！！

校長ヒアリングの際に話したことがそのまま県の人事担当者に伝えられるわけではありません。異動を希望していないのに異動が組まれたり、異動を希望しているのに全く組まれなかったりすることはよくあることです。

私たち埼玉高教組は、組合員の人事異動希望実現のために、組合員の皆さんの希望を100%正確に県の人事担当者に伝えられるように最善の努力をする覚悟です。

異動の基本は「希望と納得」です。希望を正確に伝え、結果に納得してもらえるよう、埼玉高教組は全力をあげて取り組みます。

人事異動に関して不安や心配事を抱えている人がそばに居たら、「埼玉高教組に相談してみれば」と声をかけてください。「組合に加入すれば、あなたの希望を叶えるために全力で動きます」と。

◆組合員の方は忘れずにお願いします

組合員の方は保存した調書のコピーを本部に送ってください。郵送でもFAXでもメール添付でも結構です。臨任の方、非常勤の方については、別途用紙を発送し、組合人事調書をE-kujiraなどに添付しますので、記入・入力のうえ、本部までご返送ください。

人事 異動 の 日程

8月20日(水)

8月25日(月)

9月26日(金)

その後

2月中旬頃

人事に関する動画配信による校長への情報提供

校長が説明・調書作成のための資料などを配付の解禁日→本人が入力して調書作成・登録→校長ヒアリング開始

人事調書提出期限・再任用意向調査票及び意見書提出期限

校長は一覧表を県教委に提出→県教委による校長ヒアリング、異動案作成着手、必要に応じて校長は教職員ヒアリング

一括提示(昨年度と同じぐらいの日を想定しているとのこと)